

文部時報

昭和六十年四月
第一二九五号

特集 文教施策の進展——昭和五九年度の展開と六〇年度の展望——

概観

- 一 我が国文教の現況……………4
- 二 昭和五九年度における文教の基
本的施策の動向……………6

初等中等教育

- 一 初等中等教育の概況……………9
- 二 教育内容等の改善……………9
- 三 生徒指導の充実……………11
- 四 道徳教育の充実……………13
- 五 幼稚園教育の普及充実……………14
- 六 特殊教育の振興……………15
- 七 同和教育の振興……………16
- 八 教科書制度……………16
- 九 学級編成及び教職員定数の改善……………18
- 十 教員の資質向上について……………19
- 十一 公立学校施設の整備……………20
- 十二 海外子女教育・帰国子女教育の
充実……………22

高等教育

- 一 高等教育の概況……………24
- 二 大学教育の改善・充実……………26
- 三 国立大学の整備等……………28

私立学校

- 一 私立学校の概況……………36
 - 二 私学助成……………36
 - 三 学校法人の運営に関する調査指
導……………38
 - 四 専修学校教育の振興……………39
- 一 大学入学者選抜方法の改善……………31
 - 二 大学院の整備充実……………31
 - 三 高等専門学校の整備充実につい
て……………32
 - 四 育英奨学事業の整備……………33
 - 五 施設の整備……………34

社会教育

- 一 社会教育の概要……………41
- 二 社会教育指導者の充実……………42
- 三 社会教育事業の充実……………44
- 四 社会教育施設の整備……………46
- 五 同和教育の振興……………46

体育・スポーツ

- 一 体育行政の概要……………47
- 二 生涯スポーツの振興……………47
- 三 国際競技力の向上と国際交流の
促進……………47

文化

- 一 文化行政の概況……………53
 - 二 芸術文化の振興……………53
 - 三 国語・著作権・宗教……………54
 - 四 文化財保護の充実……………55
 - 五 文化施設の整備……………56
- 一 推進……………49
 - 二 学校保健・学校安全の充実……………50
 - 三 学校給食の充実……………51

学術研究

- 一 学術行政の概況……………58
- 二 科学研究費補助金の拡充……………59
- 三 重要基礎研究の推進……………59
- 四 学術交流・協力体制の整備……………62
- 五 国際学術交流・協力事業の推進……………64

国際交流・協力

- 一 国際交流・協力の概況……………66
- 二 留学生事業の拡充……………66
- 三 教育・文化の交流・協力の推進……………67
- 四 ユネスコを通じた教育協力等……………69
- 五 外国人に対する日本語教育につ
いて……………71

基礎資料

- Ⅰ 学校教育……………73
- 学校数／在学者数／教員数／女子在学
者／女子教員の占める比率／就園率・進
学率／学校教育人口（在学者数）の推移
- Ⅱ 社会教育、体育・スポーツ、文

文化財紹介 ●木造阿陀弥如来立像

（副島弘道）

名作シリーズ ●牛 若 図 松本楓湖筆

（解説 山口正彦…72）
表紙 岩波甲三 カット 赤羽根秀一

文化

のため、施策の充実を図っている。

さらに、技術開発の進展に伴い、著作権保護に新たな課題が生じており、これに対応するための積極的な施策が望まれている。

一 文化行政の概況

近年、社会的・経済的諸条件の変化を背景として広く国民の間に多様な文化的欲求が高まっている。また、国際化のすう勢の中で高い水準の優れた芸術文化が求められている。

文化庁においては、国民が等しくかかる芸術文化を享受しうるよう、①優れた芸術文化活動の奨励、②芸術鑑賞機会の充実、③地方文化活動の振興等の施策に取り組んでいる。

また、我が国の歴史の中で生まれ、受け継がれてきた文化遺産を大切に保存し、伝承し、後世に伝えるとともに、広くその活用を図っていく必要がある。そのため、各分野の文化財について継続して調査研究をすすめ、指定・選定の充実を図るとともに、これらの文化財の管理、修理、防災等の保存措置の万全を期している。また、無形の文化財の記録、伝承

二 芸術文化の振興

優れた芸術文化活動を奨励するための施策として、昭和五九年度は、次の各事業を行った。芸術祭は、一〇月一日～一月一五日の間、主催公演、協賛公演、参加公演（作品）を実施し、参加公演（作品）のうち優秀なものに芸術祭大賞・同優秀賞を授与した。また昭和六〇年度は第四〇回目を迎え、装いを新たに実施するとともに、芸術祭四〇周年を記念してアジア民族芸能祭を開催する。芸術家の育成のため、在外研修には三四人、国内研修には三二人を派遣した。優れた成果を挙げた芸術家・団体を顕彰するため、芸術選奨（一〇部門につき、文部大臣賞及び文部大臣新人賞）や日本芸術院賞、舞台芸術創作奨励賞の授与、優秀美術作品買い上げ、優秀映画・こども向けテレビ用優秀映画の製作奨励金の交付（それ

それ、一〇作品及び五作品）などを行った。民間芸術関係団体の行う事業のうち我が国芸術文化の振興に有意義なものに対し助成を行った。

また、国民の芸術鑑賞機会の充実を図る施策として、昭和五九年度は、全国各地で、こども芸術劇場七四公演、青少年芸術劇場七一公演、中学校芸術鑑賞教室三七公演、移動芸術祭一五一公演の巡回公演を行った。このうち、離島・へき地公演については、こども芸術劇場一三公演、青少年芸術劇場一四公演を引き続き実施した。また、巡回美術展は、国立美術館所蔵内外美術名品展及び現代美術選抜展を、合わせて全国七か所で行った。

地方における文化活動を振興する施策として、昭和五九年度は、引き続き、都道府県が行う芸術祭、美術展、巡回公演等や県高校芸術文化祭等の芸術文化事業に対し補助を行った。また、昭和五九年七月、岐阜県において開催された第八回全国高校総合文化祭に対し補助を行った。昭和六〇年度は、岩手県で第九回大会が開催される予定である。このほか、公立文化会館の職員等に対する研修や、地方で開催される音楽、演劇、美術の講習会等に対する指導者の派遣を行った。

「中国帰国者に対する日本語指導者研修会」を東西二地区で開催した。

昭和六〇年度は、従来の事業のほか、中国帰国者や外国人に対する日本語教育指導方法の改善の方途について検討を始める。

(2) 著作権関係では、私的録音・録画問題や貸しレコード問題など、著作権法制定以後における新しい著作物の利用手段の開発普及に伴い、著作権制度上多くの課題が生じているが、当面の緊急を要する課題に対応するため、①著作物の複製物の貸与について著作者に貸与権を認める、②商業用レコードの貸与について実演家、レコード製作者に貸与権を認める、③著作権法第三〇条（私的使用のための複製）の明確化等を盛り込んだ著作権法改正を行った。

また、コンピュータ・ソフトウェアの著作権制度による保護の問題については、五九年一月に公表された著作権審議会第六小委員会の報告に基づき、著作権法改正作業をすすめている。

ニューメディア及びデータベースに関する著作権問題の検討を著作権審議会第七小委員会において行っているが、デー

た。

三 国語・著作権・宗教

(1) 国語関係では、昭和五九年四月に第一六期国語審議会が発足し、昭和四一年の文部大臣の諮問事項中、検討すべき問題点として、なお残されていた「現代かなづかい」について審議が行われた。

昭和五七年三月発足の第一五期審議会とそれを引き継いだ第一六期審議会で検討をすすめこれまでに総会や仮名遣い委員会など合わせて五〇回以上の会議を開き、慎重に検討を重ねた結果、昭和六〇年二月二〇日の第三回総会において、仮名遣い委員会試案「改定現代仮名遣い（案）」として公表し、各方面の意見を求めることとなった。

昭和六一年三月ごろまでには答申が行われる予定である。

また、中国帰国者の生活適応の円滑化に役立てるため、昭和五七年度より日本語教材を作成・配布してきたが、昭和五九年度は「中国からの帰国者のための生活日本語Ⅱ」（カセットテープ付き）を作成し、各都道府県の引揚援護窓口を通して無償配布を行った。また、六〇年二月、この教材を用いて

データベースに関する著作権問題については、同小委員会データベース分科会が五九年一二月に中間報告を公表した。

複写複製に関する著作権問題に対処するため、著作権の集中的処理の方法等について、学識経験者の協力を得て調査研究を行っていたが、五九年四月に報告書を取りまとめて公表した。

(3) 宗教行政関係では、宗教法人の規則等の認証、都道府県における認証事務に対する指導、宗教法人の管理運営の適正化を図るため、宗教法人を対象とした研修会を実施した。

また、宗教法人の管理運営の手引として「関係実例・判例集」及び「不活動宗教法人整理の手引」をそれぞれ作成したほか、宗務時報及び宗教年鑑を発行した。

四 文化財保護の充実

昭和六〇年三月一日現在、文化財保護法に基づき、国が指定・選定している文化財は、重要文化財（国宝を含む）一万一二三七件（美術工芸品九二六一件、建造物一九七六件）、史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む）一二三七七件、重要無形文化財保持者各個指定四八件・総合指定七件、

同保持団体一一件、重要有形民俗文化財一五二件、重要無形民俗文化財一二五件、重要伝統的建造物群保存地区二一地区となっている。このほか、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能が、選定保存技術として三十六件選定されている。

昭和五九年度においては、国宝・重要文化財に指定された美術工芸品、建造物、重要伝統的建造物群について、文化財保護の実効を確保するため、計画的に保存修理や防災事業を行うとともに、国指定文化財の管理の万全を期するため防災設備の保守点検、小修理等文化財の維持管理事業について助成を行った。さらに、国宝・重要文化財等（美術工芸品）の散逸を防止し、海外流出を避ける等のため、国において買い上げを行った。

史跡等については、その公有化、保存施設、防災施設の設置、荒廃した遺跡の復旧・整備などの事業に対する助成を行った。また、特別史跡平城宮跡及び飛鳥・藤原地域の史跡等の発掘調査及び整備を実施した。

埋蔵文化財については、都市化の進展、開発事業の急速な増大に伴い、その保存が各地で問題となっており、これに

応するため発掘調査に対する助成を行った。

また、天然記念物（カモシカ、ツル）の食害が社会問題となっているため、幼樹保護、保護柵設置等の事業に対する助成を行った。

重要無形文化財については、保存団体が行う後継者養成等の事業に対する助成、保持者に対する特別助成金の交付などを行った。

民俗文化財については、調査、保存修理・防災、地域伝承活動等に対する助成を行った。また、後継者がなく衰亡が憂慮される民俗文化財の記録保存に努めた。

また、文化財の保存修理等に不可欠な保存技術について、その伝承に必要な後継者養成等の事業に対する助成を行った。

昭和六〇年度においても、昭和五九年度に引き続き、文化財の保存・活用の事業の充実に努める。

五 文化施設の整備

(1) 国立文化施設の整備

文化の振興には各種の文化施設が重要な役割を果たしてい

る。国立の文化施設としては国立博物館三館、国立美術館四館、国立劇場があり、昭和五八年度のそれらの入場者総数は約三一九万人となっている。

文化庁においては、国立文化施設の一層の整備充実を図るため、昭和六〇年度は、前年度に引き続き、京都国立近代美術館の建て替え工事及び東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館（仮称）の新営工事を行う。また、オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等の現代舞台芸術の殿堂となる第二国立劇場（仮称）については、昭和四六年度に調査費を計上して以来設立準備を推進してきたが、昭和六〇年度は、前年度に引き続き建築設計競技、基本設計準備調査及び連絡道路用地の購入等を行う予定である。

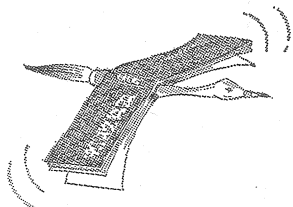
(2) 地方文化施設の整備

地方文化施設については、従来から公立の文化施設の建設について地方公共団体に対して補助を行っている。

音楽堂、劇場、美術展示場等の機能を持つ公立文化会館は、地域における芸術文化活動の拠点として重要な役割を果たしているが、昭和五九年度には、一七館について補助金を交付した。これにより、補助金の交付を受けて設置された文

化会館は、二八〇館となった。

地域社会の民俗文化財、歴史資料、考古資料を収集、保存、活用するための歴史民俗資料館を昭和五九年度は二九館、埋蔵文化財調査センター六館について、それぞれ補助金を行った。これにより補助金の交付を受けて設置された歴史民俗資料館は三八三館、埋蔵文化財調査センターは二七館となっている。



特集 地域社会と教育・文化の振興

地方における教育計画の意義

座談会

地方の教育振興とコミュニティ活動

(出席者) 奥田 吉郎・杉田 真・塩谷 博

三浦清一郎・(司会) 中島 章夫

小峯 勇

地方振興と文化活動
生涯教育と教育計画

兵庫県教育委員会

事例紹介

栃木県教育委員会

川崎市教育委員会

岩手県教育委員会

佐賀県教育委員会

鹿児島県教育委員会

旭川市教育委員会

福岡県教育委員会

秋田県教育委員会

高岡短期大学

鹿屋体育大学

神奈川県立青少年センター

▽我が国の教育は戦後著しく普及発展してきしたが、近年における社会の急激な変化や教育の量的拡大等は教育の在り方にも大きな影響を与え、今日、様々な問題が指摘されていることは皆同様です。同時に、産業構造の変化、情報化社会の進展、社会の高齢化、各分野における国際化のすう勢など、社会の一層の变化や文化の発展に対応する教育の実現が求められているところでもあります。

▽このようなことから、昨年は臨時教育審議会が設置され、現在、二一世紀を担う青少年の育成を期して、長期的、総合的観点から、現下の教育の諸課題を踏まえつつ、我が国社会における教育諸機能の全般にわたり見直しを行い、必要な改革を図るための基本的方策の検討がすすめられております。

▽しかしながら、文部省は、教育、学術、文化を所掌する行政官庁として、一日たりとも行政の停滞をもたらすことがないよう、本号に示されたように担当する各局課が当面する文教の諸課題に着実に取り組み、その改善に積極的に取り組んでいるところでもあります。

▽本号では、臨教審の審議の動向も含め、このような昭和五九年度における文教行政の展開と六〇年度の展望を特集しました。文教行政の在り方を考えていただく一助となれば幸いです。

(政策課)

M E S C 61 月刊 「文部時報」 4 月 号 第1295号

文 部 省

昭和60年4月10日 印刷
昭和60年4月10日 発行

著作権
所 有

発行所 株式会社ぎょうせい

定 価 2 8 0 円 (〒50円)

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)

年間購読料 3 3 6 0 円 (〒共)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)

電話 東京 (268) 2141 (代表)

振替口座 東京9-161番

印刷所 株式会社行政学会印刷所

- ・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
- ・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にお願いします